

「農地等の利用の最適化に関する意見」提案会 概要

改正農業委員会法に規定に基づき、第3回目となる「農地等の利用の最適化に関する意見」を10月19日に、本会農政対策委員代表5名により、宮城県知事（武藤農林水産部長）あてに提出いたしました。

本年度の意見につきましては、県内の農業委員や農地利用最適化推進委員の方々からいただいた「現場の声」を整理し、特に、多く出てきた意見の中から、施策に反映していただきたい提案を中心に取りまとめを行い、9月14日開催の本会常設審議委員会で協議し、同理事会報告も行い、決定いたしました。

提案当日は、意見書を手渡した後、中村会長から意見提出の趣旨を述べ、その後、佐々木副会長から意見の要旨を説明いたしました。意見書の内容は、7項目で、概要は次のとおりです。

「1 農業生産基盤整備の促進」においては、担い手がいなくなってしまううちに、また、担い手を育てるために、ほ場整備事業に係る採択要件の緩和や採択期間・施行期間の短縮化により、早急な整備を進めることを要望しております。

「2 農地中間管理事業の拡充」では、機構集積協力金などの十分な予算措置を国に働きかけるとともに、手続きの簡素化、借入地代の助成などの受け手農家の負担軽減など、本県独自の予算措置を講じることを要望しております。

「3 遊休農地対策の強化」においては、遊休農地復元作業に対する支援策、そして、条件不利農地における耕作者の意向や地域の実情に応じたほ場整備の拡充など担い手を確保するための条件整備を進めること、さらに、耕作者を欠くことがないように対策を要望しております。

「4 鳥獣被害対策の強化」においては、捕獲・駆除対策としては、捕獲機器の設置・整備助成の強化などや猟友会会員の育成・確保施策、そして、防御対策としては侵入防止柵の整備費助成の拡充及び修繕費助成の新設などの支援策を講じること、を要望しております。また、有害鳥獣用の解体・焼却施設など迅速な処理体制の整備に向けた支援施策を講じることを要望しております。

「5 担い手育成に向けた支援強化」においては、一つ目は、「農業経営法人化支援総合事業」で登録している税理士等専門家の増員によるスムーズな法人経営移行支援や、法人化後の経営発展に対する指導などの拡充・強化を要望しております。

二つ目は、新規就農対策において、親元就農者（自営就農者）に対しても早期に自立するための支援施策の充実・強化を要望しております。

「6 女性農業者への支援強化」については、今後、アグリビジネス経営体への発展が期待される女性起業者の経営規模の拡大や販売先の確保などに対する支援策の充実・強化を要望しております。

「7 家族経営協定の一層の推進」においては、各世帯員が魅力的に思う農業経営が一件でも増加するよう、協定締結のメリットや必要性についての積極的な情報提供など、締結の一層の推進に向けた施策を講じるよう要望しております。

武藤農林水産部長からは、「宮城県農業委員会ネットワーク機構と強く連携しながら、提案いただいた御意見を踏まえ、『みやぎ食と農の県民条例基本計画』に基づく各種施策を積極的に展開していくことで、若者があこがれる魅力ある農業を目指し、持続可能な農業・農村の構築を図ってまいります。」との回答がありました。

その後、懇談を行い、最後に、鈴木副会長から閉会の挨拶を述べ、提案会を閉じました。

今年度の意見とりまとめにあたり、御協力をいただきました各市町村の農業委員会の方々に感謝申し上げますとともに、第4回目となります来年度の「意見」作成にあたりましては、今年度以上のご意見・ご提案をいただきますようお願いいたします。

なお、各農業委員会におきましても、農業委員会法第38条により、各行政庁への「意見」の提出に取り組んでいただければと考えております。